

# 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス利用契約書

契約者 \_\_\_\_\_（以下「利用者」といいます。）と、  
事業者 社会福祉法人水光会（以下「法人」といいます。）が設置する  
大野橋デイサービスセンター（以下「事業所」といいます。）は  
下記のとおり介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（以下「通所型サービス」  
といいます。）契約を締結します。

## （目的）

第1条 事業所は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、要支援の認定を受けた高齢者に対し、通いにより入浴、排泄、食事等の介助、機能訓練及びその他の日常生活上の支援を行い、日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は要介護状態への進行を予防することを目的とする。

## （被保険者）

第2条 利用者の契約日時点における要支援状態区分は\_\_\_\_\_です。

2 利用者の要支援認定の有効期間は、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までです。

3 被保険者証に記載された認定審査会意見は下記のとおりです。

（意見の記載のない場合は斜線を引く）

4 利用者と事業所とは、この契約が更新される毎に、更新時点での利用者の要支援状態区分、要支援認定の有効期間及び認定審査会意見を文書で確認するものとします。

## （事業所）

第3条 当事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業に基づき、宇城市長の指定を受けた介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスです。当事業所の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。なお、パンフレットも併せてご覧下さい。

## （契約期間と更新）

第4条 この契約の契約期間は、

令和 年 月 日より令和 年 月 日とします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要支援状態区分の変更認定を受け、要支援認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の有効期間満了日をもって契約の満了日とします。

- 2 契約期間満了日の7日前までに、利用者から利用契約の解約または解除の申し入れがない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。
- 3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要支援状態区分の変更認定を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定有効期間満了日をもって契約期間の満了日とします。

#### (通所型サービスの内容及びその提供)

第5条 事業所は、第9条により作成された通所型サービス計画に基づき、本条のとおり各種サービスを懇切丁寧に提供します。各種サービスの具体的内容は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

- 2 利用者は、介護保険給付サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
  - ① 日常生活上の援助
  - ② 健康状態の確認
  - ③ 機能訓練サービス
  - ④ 送迎サービス
  - ⑤ 入浴サービス
  - ⑥ 食事サービス
  - ⑦ 相談、助言等に関すること
- 3 利用者は、介護保険給付外サービスとして、別紙「重要事項説明書」に記載したとおり、次の各号のサービスを受けることができます。
  - ① 事業の実施地域外からの送迎サービス
  - ② その他生活サービス
- 4 事業所は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その利用者の利用状況を把握するようにします。

#### (通所型サービスの基本方針)

- 第6条 事業所は、担当の介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。
- 2 事業所は、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に努め、通所型サービスの目標を設定し、第9条に規定する通所型サービス計画に基づき計画的に行います。
  - 3 事業所は、提供する通所型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもって通所型サービスの提供を行います。
  - 4 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理

由を記録するとともに、家族等関係者の同意を得るものとします。

- 5 事業所は、利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。
- 6 事業所は、懇切丁寧に通所型サービスを提供し、利用者及び家族等の契約代理人（以下「代理人」といいます。）に対し、通所型サービスの提供方法等必要な事項について解りやすく説明します。

#### **（居宅介護支援事業者等との連携）**

第7条 事業所は、利用者に対して通所型サービスを提供するにあたり、担当の介護予防支援事業者及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### **（通所型サービス利用申込み）**

第8条 利用者が事業所の提供する通所型サービスの利用にあたっては、利用を希望する初日のおおむね1月前から申し込むことができます。

- 2 前項の申し込みに対して事業所は、正当な理由がない限り、利用者の利用を断ることはできません。
- 3 事業所は、自ら適切な通所型サービスを提供することが困難な場合は、利用者の担当する介護予防支援事業者への連絡、その他適当な介護予防通所介護事業者の紹介等必要な措置を講じます。
- 4 利用者は、事業所の施設を利用するにあたって、別紙「重要事項説明書」記載の留意事項に従います。

#### **（通所型サービス計画の作成・変更）**

第9条 事業所は、事業所の従業者を通所型サービス計画作成担当者（以下「計画作成担当者」といいます。）に定めます。

- 2 計画作成担当者は、利用者の心身状況や希望およびおかれている環境を踏まえて、速やかに、通所型サービス計画を作成します。
- 3 通所型サービス計画には、通所型サービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
- 4 通所型サービス計画は、すでに介護予防サービス計画（以下、「ケアプラン」という）が作成されている場合は、その内容に添って作成します。
- 5 計画作成担当者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は代理人に対して説明し、利用者の同意を得たうえで、利用者又は代理人へ交付します。
- 6 計画作成担当者は、通所型サービス計画作成後も、計画の実施状況を把握し、利用者の希望にも配慮し、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行います。また、ケアプランに変更があった場合も同様とします。
- 7 利用者は事業所に対し、いつでも通所型サービス計画並びにサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業所は、明らかに変更の必要がないとき、

または変更が第1条の趣旨に反する場合を除き、利用者の希望に添うように計画を変更します。

8 事業所は、通所型サービス計画並びにサービスを作成または変更したときには、利用者および代理人に対しその内容を説明し、利用者の同意を得ます。

9 従業者は、それぞれの利用者について、通所型サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

#### (ケアプラン変更の援助)

第10条 事業所は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに担当の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

2 事業所は、通所型サービス計画の変更に際して、ケアプランの変更が必要となる場合は、速やかに担当の介護予防支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

#### (通所型サービスの提供記録)

第11条 事業所は、利用者に対して通所型サービスを提供する毎に、サービスの提供日、内容等の必要事項を、担当の介護予防支援事業者が作成する所定の書面に記載します。

2 事業所は、利用者に対する通所型サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

3 利用者は、事業所に対し、いつでも1項に規定する書面その他事業所に対する通所介護サービスの提供に関する記録の閲覧及び謄写を求めることができます。

#### (利用料等)

第12条 事業所が提供する通所型サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

2 事業所から提供を受ける通所型サービスが介護保険の適用を受ける場合、利用者は、事業所に対し、介護保険負担割合証に記載された割合に応じて料金を支払います。但し、介護保険法令に基づいて、利用者が、保険給付を償還払い(一旦利用者が事業所に対し全額を支払い、その後利用者は市町村から介護保険の給付による払戻を受ける支払方法)の方法で受ける場合には、事業所に対し、利用料の全額を支払います。

3 途中で要支援度に変更となった場合には、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

4 事業所から提供を受ける通所型サービスが介護保険の適用を受けない場合、利用者は、事業所に対し、利用料の全額を支払います。

5 利用者が事業所の提供する通所型サービスの利用を当日にキャンセルした場合であっても、事業所は、利用者からキャンセル料を徴収することはありません。

6 事業所は、利用者に対して当月分の利用料等の請求書を翌月初めに利用者に交付します。請求書には、利用者が利用した通所型サービスの次の事項を明記します。

- ① 介護サービス費、利用回数
- ② 介護保険適用の有無
- ③ 法定代理受領の有無

- ④ 食費の金額及び回数
  - ⑤ 実費交通費の金額及び距離
- 7 利用者は、事業所に対し、当月の利用料を、翌月末日までに現金、口座振替又は口座振込の方法で支払います。
- 8 事業所は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収証を発行します。領収証には、事業所が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。

#### (保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険給付サービスを提供した場合において、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対してサービス提供証明書を交付します。

- 2 サービス提供証明書には、提供した介護保険給付サービスの内容、費用の額その他必要な事項を記載します。

#### (利用料の滞納)

第14条 利用者が、正当な理由なく事業所に支払うべき利用料の自己負担分を3月分以上滞納した場合には、事業所は利用者に対し、1月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

- 2 事業所は前項の催告をした場合には、担当の介護予防支援事業者、利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後も利用者の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。

- 3 事業所は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

#### (契約の終了)

第15条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- ① 利用者が死亡したとき。
- ② 利用者の要支援状態区分が、非該当と認定された場合。
- ③ 第16条に基づき、利用者から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- ④ 第17条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- ⑤ 第18条に基づき、事業所から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

#### (利用者の解約権)

第16条 利用者は事業所に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は終了します。

#### (利用者の解除権)

第17条 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- ① 事業所が、正当な理由なく、本契約に定める通所型サービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合。
- ② 事業所が、第20条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③ 事業所が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

#### (事業所の解除権)

第18条 事業所は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この通所型サービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により、7日以上予告期間をもってこの契約を解除します。

2 事業所は、次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除できます。

- ① 伝染性疾患により他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ治療が必要である場合。
- ② 利用者の行動が他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合。

3 事業所は、前2項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護予防支援事業者又は利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、必要な措置を講じます。

#### (緊急時又は事故発生時の対応及び損害賠償)

第19条 事業所は、サービスの実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、別紙「重要事項説明書」に記載したとおり、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

2 事業所は、利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、代理人、市町村及び担当の介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

3 利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

4 前項の場合において、事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

5 事業所は、万一の事故の発生に備えて、賠償責任保険に加入しております。

#### (秘密保持)

第20条 事業所及び事業所の従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対する通所介護サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

- 2 事業所は、事業所の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族等の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族等の個人情報を  
用いる場合は利用者の家族等の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用  
者又は利用者の家族等の個人情報を用いません。

#### **(苦情処理)**

第21条 事業所は、苦情処理の体制（別紙「重要事項説明書」に記載）を明らかにし、事業所が提供した通所型サービスについて利用者または代理人から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 利用者は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 事業所は、利用者又は利用者の代理人から第1項又は第2項の苦情の申し出がなされたことをもって、利用者に対していかなる差別的な取り扱いもいたしません。

#### **(契約代理人)**

第22条 事業所は、本契約に際し、代理人を求めることがあります。但し、社会通念上、利用者に代理人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

- 2 代理人は、この契約に基づく利用者の事業所に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。

#### **(契約に定めのない事項)**

第22条 この契約に定めのない事項につき疑義のあるときは、介護保険法令その他諸法令を尊重し、利用者及び代理人と事業所とは、協議のうえ、誠意をもって解決するものとします。

以上の契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、利用者及び事業所は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

<契約者（利用者）>

私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解しました。この契約に定めるところに従い、貴事業所の、通所型サービスを利用することを申し込みます。

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

<代理人>

私は、契約者（利用者）と同様に説明を受け内容を理解しました。本人の契約意思を確認の上、代理人として、署名します。

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

<法 人>

当事業所は、指定通所型サービス事業所として、利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

〒869-0523 熊本県宇城市松橋町竹崎 1 1 4 2 番地の 1

社会福祉法人 水 光 会

理事長 由 布 眞 知 子 印

